

昭27.1.21.

281 昭和27年1月21日 月曜日

官報

第7508号 (16頁)

官報

主要目次

- 鉱工品貿易公團及び織維貿易公團解散令の一部改正
- 散令の一部改正

二八一
二八二
二八三
二八四
二八五
二八六
二八七
二八八
二八九
二九〇

政令告示

- 水先法施行規則の一部改正
- 無線局承認告示
- 無線局免許
- 連合國財産の管理人解任
- 鹿児島信用金庫第六回割増金附ハツビー定期預金の細目等
- ストレーブトマイシン基準の一部改正
- ジヒドロストレーブトマイシン基準の一部改正
- 栄養士養成施設指定
- 精神衛生鑑定医指定
- 昭和二十七年における大麻草の栽培区域及び栽培面積
- 保安林解除(福岡県)
- 自動車型式指定規則により、指定自動車の製作者の名称を変更した旨の届出
- 柳井柳町便局移転
- 小型記念通信日附印を花巻郵便局等の執行年度決定
- 刑事補償法による補償決定
- 地方都市計画公園及び同事業並びに使用する件
- 官庁事項

二八一
二八二
二八三
二八四
二八五
二八六
二八七
二八八
二八九
二九〇

政令第六号

鉱工品貿易公團及び織維貿易公團解散令の一部を改正する政令

内閣は、貿易公團法(昭和二十二年法律第五十一条)第八條第二項の規定に基き、この政令を制定する。

鉱工品貿易公團及び織維貿易公團解散令(昭和二十五年政令第三百七十三号)の一部を次の第十五條に次の三項を加える。

2 清算人が、争のある債務を含むすべての債務の弁済に必要な財産を留保し、その残余の財産の国庫帰属について通商産業大臣の承認を受けたときは、その承認を受けた財産は、

その承認があつた時に国庫に帰属する。

3 前二項の規定により公團を当事者とする訴訟の目的たる財産が国庫に帰属した場合は、國は、當該訴訟を当然承継するものとする。

4 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)中訴訟手続の中止及び受取に関する規定は、前項の規定により國が訴訟を承継した場合に準用する。

この政令は、公布の日から施行する。

官庁事項

法務総裁 木村篤太郎
大蔵大臣 池田勇人
内閣総理大臣 吉田茂
通商産業大臣 高橋龍太郎

水先法施行規則の一部を改正する省令を次のよう定める。

鉱工品貿易公團及び織維貿易公團解散令の一部を改正する政令をここに公布する。

◎運輸省令第三号
水先法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年一月二十一日

御名御璽

内閣總理大臣 吉田茂

水先法施行規則(昭和二十四年運輸省令第三條第二項第二号中「免許の停止」を「業務の停止」に改める。)

第六條第一項中「法第五條各号の一に該当したとき」の下に「又はその業務を廃止したとき」を加える。

第七條第一項中「免許を停止された」を「業務の停止の処分を受けた」に改め、同條第二項中「免許の停止」を「業務の停止」に改める。

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月十五日から適用する。

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月十五日から適用する。

運輸大臣 村上義一

水先法施行規則(昭和二十四年運輸省令第三條第二項第二号中「免許の停止」を「業務の停止」に改める。)

第六條第一項中「法第五條各号の一に該当したとき」の下に「又はその業務を廃止したとき」を加える。

第七條第一項中「免許を停止された」を「業務の停止の処分を受けた」に改め、同條第二項中「免許の停止」を「業務の停止」に改める。

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月十五日から適用する。

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月十五日から適用する。

毎日文庫

明治二十五年三月二十一日
第三種郵便物認可

昭27. 1.21.

第 7508 号

283 昭和27年1月21日 月曜日 官報

第7508号

昭和27年1月21日 月曜日 官報

第7508号 282

◎電波監理委員会告示第百七十号	
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。	
昭和二十七年一月二十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次	
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十日 第四一八四号	
二 承認を受けた者 国家公安委員会	
三 無線局の種別 基地局	
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。	
五 通信の相手方 國家公安委員會所屬の岡山県内及びその周辺 上移動局	
六 設置場所 岡山県上房郡高梁町大字中之町二一番地 東経一三三度三八分 北緯三四度四八分	
七 承認の有効期限 昭和二十七年一月二十一日	
八 設置許容時間 常時	
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中中線電力 じようぼう F三 四三・六一 Mc 水晶発振 位相変調 五〇W	
十 空中線の型式及び構成 垂直ダイボール	
十一 運用許容時間 常時	
◎電波監理委員会告示第百七十二号	
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。	
昭和二十七年一月二十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次	
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十日 第四一九〇号	
二 承認を受けた者 国家公安委員会	
三 無線局の種別 基地局	
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。	
五 通信の相手方 國家公安委員會所屬の岡山県内及びその周辺 上移動局	
六 設置場所 岡山市東区北緯九四六番地 東経一三三度五分 北緯三四度四〇分	
七 承認の有効期限 昭和二十七年一月二十一日	
八 設置許容時間 常時	
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中中線電力 じようぼう F三 四三・六一 Mc 水晶発振 位相変調 五〇W	
十 空中線の型式及び構成 垂直ダイボール	
十一 運用許容時間 常時	
◎電波監理委員会告示第百七十一号	
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。	
昭和二十七年一月二十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次	
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十日 第四一八九号	
二 承認を受けた者 国家公安委員会	
三 無線局の種別 基地局	
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。	
五 通信の相手方 國家公安委員會所屬の岡山県内の各基地局 上移動局	
六 設置場所 岡山市伊福九四六番地 東経一三三度五分 北緯三四度五分	
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日	
八 設置許容時間 常時	
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中中線電力 じようぼう F三 四一・七五 Mc 水晶発振 位相変調 二五W	
十 空中線の型式及び構成 ホイップ	
十一 運用許容時間 常時	
◎電波監理委員会告示第百七十三号	
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。	
昭和二十七年一月二十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次	
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十日 第四一九一号	
二 承認を受けた者 国家公安委員会	
三 無線局の種別 基地局	
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。	
五 通信の相手方 國家公安委員會所屬の岡山県内の各基地局 上移動局	
六 設置場所 岡山市伊福九四六番地 東経一三三度五分 北緯三四度四四分	
七 承認の有効期限 昭和二十七年一月二十一日	
八 設置許容時間 常時	
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中中線電力 じようぼう F三 四一・七五 Mc 水晶発振 位相変調 二五W	
十 空中線の型式及び構成 ホイップ	
十一 運用許容時間 常時	
◎電波監理委員会告示第百七十四号	
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。	
昭和二十七年一月二十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次	
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十日 第四一九二号	
二 承認を受けた者 国家公安委員会	
三 無線局の種別 基地局	
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。	
五 通信の相手方 國家公安委員會所屬の岡山県内の各基地局 上移動局	
六 設置場所 岡山市伊福九四六番地 東経一三三度三八分 北緯三四度四八分	
七 承認の有効期限 昭和二十七年一月二十一日	
八 設置許容時間 常時	
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中中線電力 じようぼう F三 四一・七五 Mc 水晶発振 位相変調 二五W	
十 空中線の型式及び構成 ホイップ	
十一 運用許容時間 常時	

◎電波監理委員会告示第百六十六号	
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。	
昭和二十七年一月二十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次	
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十日 第四一八四号	
二 承認を受けた者 国家公安委員会	
三 無線局の種別 基地局	
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。	
五 通信の相手方 國家公安委員會所屬の岡山県内及びその周辺 上移動局	
六 設置場所 岡山市旭町六八六番地 東経一三三度四六分 北緯三四度三六分	
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日	
八 設置許容時間 常時	
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中中線電力 じようぼう F三 四一・七五 Mc 水晶発振 位相変調 五〇W	
十 空中線の型式及び構成 垂直ダイボール	
十一 運用許容時間 常時	
◎電波監理委員会告示第百六十八号	
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。	
昭和二十七年一月二十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次	
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十日 第四一八六号	
二 承認を受けた者 国家公安委員会	
三 無線局の種別 基地局	
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。	
五 通信の相手方 國家公安委員會所屬の岡山県内の各基地局 上移動局	
六 設置場所 岡山市旭町六八六番地 東経一三三度四六分 北緯三四度三六分	
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日	
八 設置許容時間 常時	
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中中線電力 じようぼう F三 四一・七五 Mc 水晶発振 位相変調 五〇W	
十 空中線の型式及び構成 垂直ダイボール	
十一 運用許容時間 常時	
◎電波監理委員会告示第百六十九号	
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。	
昭和二十七年一月二十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次	
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十日 第四一八七号	
二 承認を受けた者 国家公安委員会	
三 無線局の種別 基地局	
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。	
五 通信の相手方 國家公安委員會所屬の岡山県内の各基地局 上移動局	
六 設置場所 岡山市旭町六八六番地 東経一三三度四六分 北緯三四度三六分	
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日	
八 設置許容時間 常時	
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中中線電力 じようぼう F三 四一・七五 Mc 水晶発振 位相変調 二五W	
十 空中線の型式及び構成 ホイップ	
十一 運用許容時間 常時	
◎電波監理委員会告示第百七十三号	
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。	
昭和二十七年一月二十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次	
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十日 第四一九一号	
二 承認を受けた者 国家公安委員会	
三 無線局の種別 基地局	
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。	
五 通信の相手方 國家公安委員會所屬の岡山県内の各基地局 上移動局	
六 設置場所 岡山市旭町六八六番地 東経一三三度四四分 北緯三四度四四分	
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日	
八 設置許容時間 常時	
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中中線電力 じようぼう F三 四一・七五 Mc 水晶発振 位相変調 二五W	
十 空中線の型式及び構成 ホイップ	
十一 運用許容時間 常時	
◎電波監理委員会告示第百七十四号	
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。	
昭和二十七年一月二十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次	
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月十日 第四一九二号	
二 承認を受けた者 国家公安委員会	
三 無線局の種別 基地局	
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。	
五 通信の相手方 國家公安委員會所屬の岡山県内の各基地局 上移動局	
六 設置場所 岡山市旭町六八六番地 東経一三三度三八分 北緯三四度四八分	
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日	
八 設置許容時間 常時	

(電波監理委員会告示第百七十九号)

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年一月二十一日

電波監理委員会委員長

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一五九一号

二 免許人の名称 馬場汽船株式会社

三 無線局の種別 船舶局

四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、馬場汽船株式会社所屬船舶局

六 通信事項 船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項

七 免許の有効期限 無期限

八 設置場所 和陽丸(主たる停泊港 東京)

九 呼出符号 J Q F N

五 通 信 の 相 手 方	大阪商船株式会社所屬船舶局、地方電氣通信取扱局
六 通 信 事 項	船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項、電報の送受に関する通
七 免 許 の 有 効 期 限	昭和二十八年五月三十日
八 設 置 場 所	間宮丸(主たる停泊港 大阪)
九 電 波 の 型 式、 周 波 數、 發 振 方 式、 變 調 方 式及 び空 中 線 電 力	間宮丸(主たる停泊港 大阪)
十 呼 出 符 號 號	J I G C
十一 空 中 線 の 型 式及 び構 成	(三七五) 四〇〇 四二五 kekekekeke
十二 運 用 許 容 時 間	逆L型 常時
十三 運 用 義 務 時 間	八時間
○電波監理委員会告示第百八十二号	
電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。	
一 承認の年月日及び番号	昭和二十七年一月二十一日
一 承認を受けた者	鹿児島県
二 無線局の種別	船舶局
三 無線局の目的	漁業の指導監督に使用するため、海上移動業務を行う。
四 通信の相手方	漁船の船舶局
五 通信事項	漁業の指導監督及び船舶の航行に関する事項
六 承認の有効期限	昭和三十一年九月二十七日
七 設置場所	ちどり丸(主たる停泊港 出木野)
八 呼出符号及び呼出名称	J H M Z かごしまけんちどりまる
九 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	
A 一、A 二	(四二五) 五〇〇 kekekekeke
A 一、A 二	(三七〇) 九五五 kekekekeke
AAA 一、A 二	(一、五七〇) 六二〇 kekekekeke
空中線の型式及び構成	水晶発振 A 二、A 三 終段抑制格子変調
空中線の型式及び構成	A 一、A 二 一二五 一五WW
運用許容時間	逆L型 常時

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
一、六二〇kc
二、四四〇kc
三、五四五kc
四、七八五kc

A 水晶発振 終段抑制格子変調 一〇W

十一 空中線の型式及び構成 逆L型

十二 運用許容時間 常時

◎電波監理委員会告示第百八十一号

電波法第十二条の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年一月二十一日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第三一二七号

二 免許人の名称 大阪商船株式会社

三 無線局の種別 船舶局

四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。

八七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日

八八 設置場所 移動体の種別 自動車

八九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

九〇 空中線の型式及び構成 ホイップ

九一 運用許容時間 常時

九二 電波監理委員会告示第百七十五号

九三 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

九四 昭和二十七年一月二十一日

九五 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十八日 第一三三二一号

九六 承認を受けた者 海上保安庁

九七 一無線局の種別 海岸局

九八 二無線局の目的 海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。

九九 三無線局の相手方 海上保安庁所屬船舶局

一〇〇 四無線局の相手方 海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。

一〇一 五通信の相手方 海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。

一〇二 六通信の相手方 海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。

一〇三 七承認の期効期限 昭和三十一年十一月三十日

一〇四 八設置場所 所 東京都港区海岸通り一丁目一番地の一。 東經一三九度四六分 北緯三四度三九分

一〇五 九呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 一九四〇kcckckc

一〇六 一〇六 J N W - 5 A 三 一二、一九五五kcckckc 水晶発振 終段陽極変調 二二五W

一〇七 一〇七 十空中線の型式及び構成 傾斜型

一〇八 一一一 運用許容時間 常時

一〇九 一二二 運用義務時間 不定

一一〇 一〇九 電波監理委員会告示第百七十六号

一一一 一一一 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

一一二 一一二 承認の年月日及び番号 昭和二十七年一月二十一日

一一三 一一三 承認を受けた者 海上保安庁

一一四 一一四 一二三無線局の目的 固定局

一一五 一二五 一通信の相手方 海上保安事務に使用するため、固定業務を行う。

一一六 一二六 一通信の相手方 海上保安事務に使用するため、固定業務を行う。

一一七 一二七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日

一一八 一二八 設置場所 所 東京都港区海岸通り一丁目一番地の一。 東經一三九度四六分 北緯三四度三九分

一一九 一二九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力 J N W - 35 A 一三、一五〇kc 水晶発振 五〇W

一一一〇 一二〇 空中線の型式及び構成 傾斜型

291 昭和 27 年 1 月 21 日 月曜日 官

第7508号

昭和27年1月21日 月曜日

官 報

第7508号 290

○農林省	農林事務官 塩見友之助 農林技官 武末 正義	願に依り本官を免する(以上一月十六日)
○郵政省	郵便振替貯金加入者除名 次の郵便振替貯金の加入者は、郵便振替貯金法第五十六条第一項の規定によつて、昭和二十六年十二月二十六日限り、加入承認を取り消された。	山添農林事務次官歸朝につき代理を免ずる(二十六年十一月二十九日)
官庁事項		
○最高裁判所		
○刑事補償法による補償決定の公示		
○最高裁判所		
○刑事補償決定要旨		
愛知県津島市天王通り六丁目五百四十六番地	申立人 水谷 喜一 右代理人弁護士 鈴木 貢	同 氏名 岡崎豊吉(別名 岡崎 禎孝)
右の者に対する臨時物資需給調整法違反被告事件について当裁判所が昭和二十六年十月六日言渡した無罪の判決は当時確定した。よつて申立により合計二十日の拘禁に対し金八千円の補償をする。	同 座番号 徳島一八六一四番 加入者住所 徳島県堀江局区内堀江村高畠	同 氏名 同上 同 日 月 年 月 日
昭和二十六年十二月四日	名古屋地方裁判所刑事部	東北財務局長に補する 同 辻烟 泰輔 兼ねて管財局公團清真室長を命ずる 同 狩谷 亨一 銀行局保險課長を命ずる 同 長崎 正造 願に依り本官を免する(以上一月十五日) 同 長崎 正造 願に依り本官を免する(以上一月十五日) 同 狩谷 亨一 銀行局保險課長を命ずる 同 長崎 正造 願に依り本官を免する(以上一月十五日) 同 長崎 正造 願に依り本官を免する(以上一月十五日)

293 昭和27年1月21日 月曜日 官 雜

第7508号

第7508号 292

295 昭和27年1月21日 月曜日

官

第7508号

昭和 27 年 1 月 21 日 月曜日 官 報

第7508号 294

第7508号

昭和 27 年 1 月 21 日 月曜日 官

報 第7508号 296

資本金方	假預受壳未有財物	原工機建上	料具械	製器裝	品仕備品	置物地	貸借對照表	第一十二期決算公告	昭和二十七年一月	大阪市西区土佐堀一丁目一番地	當期純益	當期稅金引當金
合計	金取現手	收據	藏入証	機械	裝置	地	借方	(昭和二十六年十一月二十五日現在)			三、二二〇、六五八、七六	一、一六六、〇〇六、一四
金	金形金券品	品	金	機械	裝置	地	借方				二七、五八九、四六	四、七一八、〇〇
方	方	方	方	方	方	方	方				九六三、四三一、三二	九九一、三二〇、九三
七,〇〇〇,〇〇〇.〇〇	八六、〇七五、六三、九七	二八、一四六、五一、三四	三三、一七五、七五三、〇〇	二二、一九二、〇〇七、九二	二一、一九三、〇〇九、七六〇、〇〇	一七、四八九、一三〇、九三	八、九六三、四三一、三二	七〇、七四四、九九一、三二	一七、四八九、一三〇、九三	一丁目一番地	一、一六六、〇〇六、一四	二七、五八九、四六



三月三十日第二種郵便物認可

法文社版
昭和廿七年版

最新多彩の 画期的内容。

★新商法 始め法令、参照條文とともに総て一月現行法を以て全面的に改訂し重要法令八四件を收録全部改版した

★國際法編 小野博士が特に執筆始め國際條規を收録

★法学入門 司法官始めあらゆる公務員試験の懇切な案内を附す

★大特典 講和新法令集(今夏発行)贈呈

本
分
上
卷
全
書

末弘博士編
好評！
発売中
学習問題と解決の法律
決定版！
上製三〇五六頁
定価三八〇円
イントラニス
テア細美製

学習問題解決の法律
決定版！ 上製イントラニジ
定価三八〇円六頁製

東京・文京区富坂一振替東京三三〇四〇

昭和27年度予算書

一般会計予算	並びに	同予算	参考書
特別会計予算	並びに	同予算	参考書
政府機関予算	並びに	同予算	参考書
3部1組	B5判	1,600頁	
頒布実費	1,500円	(送料実費)	

本書は今次第13回国会提出のため大蔵省主計局にて作成したもので、特に各地方自治体、諸機関、図書館、その他一般において入手方を要望される方に応ずるため、国会提出後に同一品を頒布するものであります。

部数に限定がありますから至急下記え
御発注下さい。

東京都新宿区市谷本村町
印刷庁業務部業務課
電話九段(33) 350~9(直通 4909)

定 価	一ヶ月	二百十四	一部	九円	送 料
公 告 料	公 告	八ポイント	一 行	十七 字	詰 實 百 元
但 し	会 社等解散	減資合併	組織變更	公 告	一 件一 回
広 告 料	八ポイント	一 行	十七 字	相 當	千五百 元
					費

東京都新宿区市谷本村町一五
印 刷 庁
電話九段(33)三二一〇〇〇
郵便東京一九〇〇〇